

陳情第2号

陳情者 宇都宮市兵庫塚3丁目3-10
全栃木教職員組合
執行委員長 条川祥一

市立学校に勤務する臨時職員の待遇改善に関する陳情

1 陳情の要旨

- (1) 最低賃金（時給826円）で働く佐野市立小中学校事務員（臨時職員）の賃金を大幅に引き上げてください。
- (2) 無給となっている臨時職員の傷病休暇、生理休暇、忌引休暇等を有給としてください。

2 陳情の理由

佐野市立学校に勤務する学校事務員の賃金は、栃木県の最低賃金である826円です（「広報さの」2019年1月号（No.276）の「募集要項」では「日給6,200円」）。児童生徒から「事務の先生」とも呼ばれ、また、市費で購入する教材備品等を担当している職員の賃金が最低賃金に抑えられていることについて、ともに働く教職員組合として、この状況は看過できません。

また、休憩時間が60分とされていますが、休憩時間中に来客があれば管理職から湯茶の接待等が命じられることもしばしばで、これは、労働基準法違反であるばかりか、定められた勤務時間7時間30分を超えて働かせれば最低賃金法にも抵触します。

その上、県費負担教職員は無給とされている休暇が無給とされています。ご存じのように学校は、インフルエンザの流行によって、学校・学級閉鎖となることがあります。このような職場環境で働き、インフルエンザに罹患して休業を指示されても、勤務を休めば無給となります。更に法で義務づけられている生理休暇が無給であるのは、母性保護の観点からも問題であると思います。

教職員の労働条件は、子どもたちにとって重要な教育条件です。全て

の教職員が安心して、健康で働くことができるよう、この陳情が採択され、臨時職員の待遇改善がなされることを強く求めます。